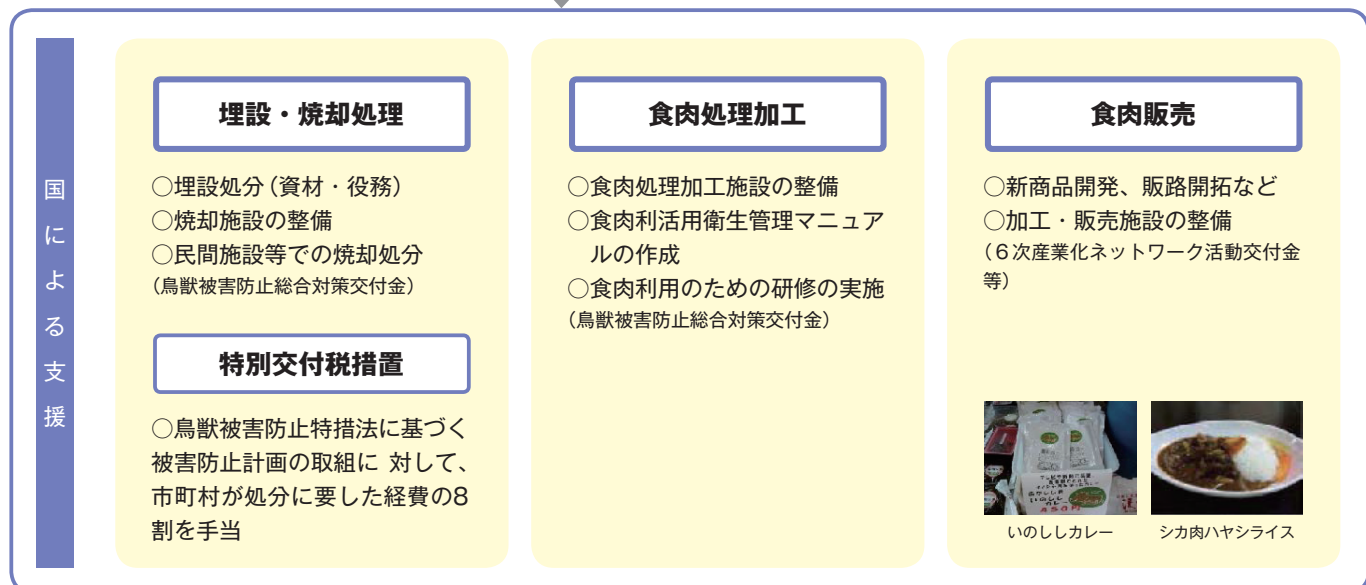
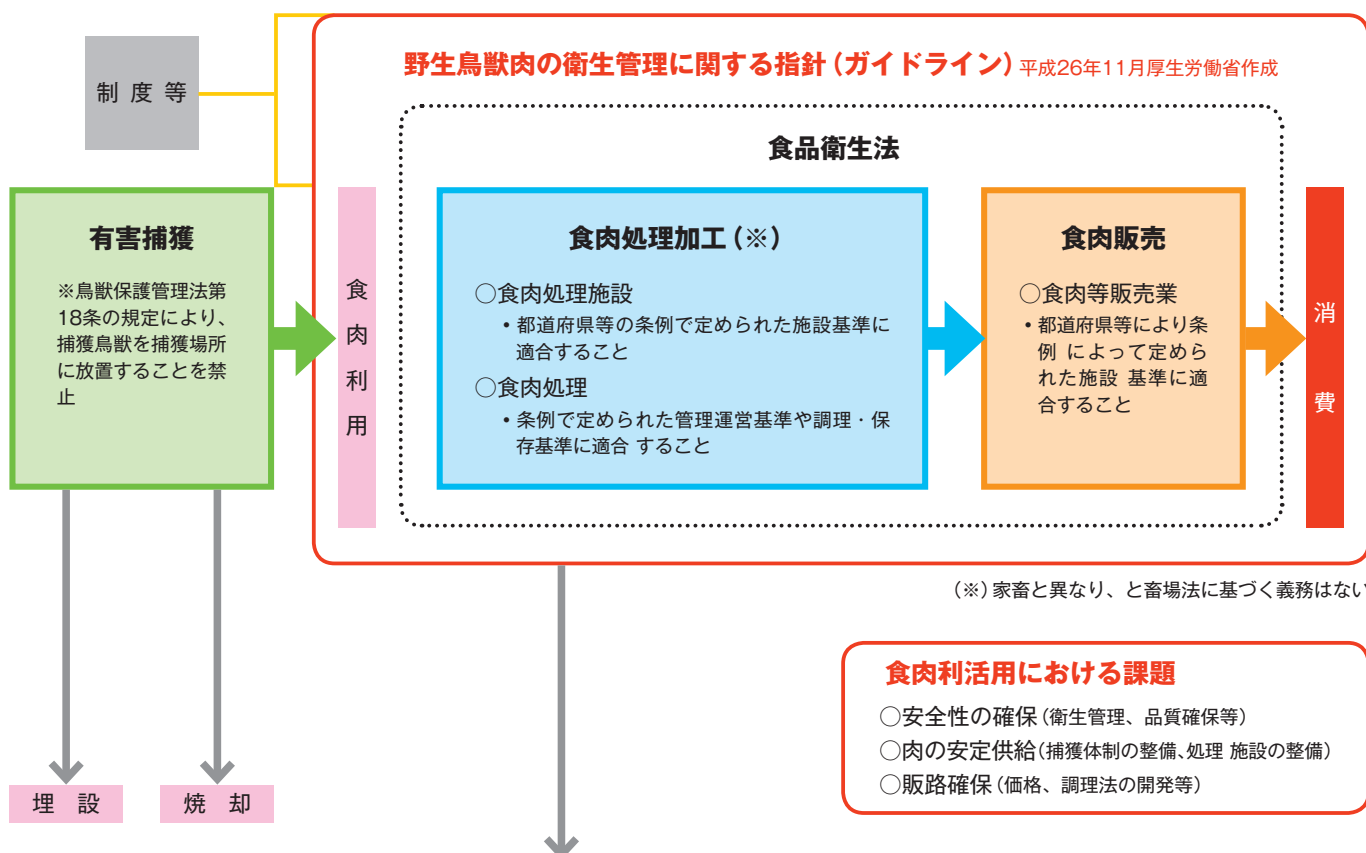


第4章

鳥獣被害対策関連資料

捕獲鳥獣の食肉利活用等に関する制度と支援

- 捕獲鳥獣は専ら埋設、焼却処分等によって処理されており、食肉としての有効利用は一部地域にとどまる状況。食肉の普及に向けて、安全性の確保、安定供給、販路の確保等が課題。
- 被害防止活動の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、農林水産省において、①地域における 捕獲鳥獣の食肉処理加工施設の整備、商品開発、販売・流通経路の確立などの取組を支援するほか、② 捕獲鳥獣の食肉利用 のためのマニュアル作成や研修を実施。
- 平成26年11月に、厚生労働省が「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針」を作成。



野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）概要

- 鳥獣法の改正を受け、今後、野生鳥獣の捕獲数が増加するとともに、捕獲した野生鳥獣の食用としての利活用が増加 することが見込まれることから、厚生労働省において、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が作成された（平成26年11月）。
- 本指針においては、野生鳥獣肉の利活用に当たっての、①捕獲、②運搬、③食肉処理、④加工、調理及び販売、⑤消費の 各段階における適切な衛生管理の考え方等が示されている。

【捕獲時】における取扱

- 銃による捕獲の際は、ライフル弾又はスラッグ弾を使用し、腹部に着弾しないよう、狙撃。
- わなによる捕獲の際は、捕獲個体を可能な限り生体で食肉処理施設へ運搬。
- 野生鳥獣の外見、挙動から異常の有無を確認。
- 屋外での内臓摘出は、迅速適正な衛生管理上止むを得ない場合に限る。

【運搬時】における取扱

- 必要に応じて冷却するなどしながら、速やかに運搬。
- 1頭ずつシートで覆う等し、運搬時に個体が相互に接触しないよう配慮。
- 運搬に使用する車両などの荷台は、使用の前後に洗浄。

【食肉処理】における取扱

- 食肉処理施設に「摂氏83度以上の温湯供給設備」「十分な高さを有する懸吊設備」を設置するよう、条例で定めることが望ましい。
- 1頭ごとに、内臓摘出等の作業終了時には機械器具を洗浄。
- 解体前後に異常の有無を確認し、異常が認められた場合は廃棄。内臓については、異常が認められない場合も廃棄することが望ましい。

【加工、調理及び販売】における取扱

- 枝肉等の異常の有無を確認の上、異常が見られた場合は廃棄し、食肉処理業者に連絡。
- 食肉処理業の許可施設で解体されたものを仕入れ、提供に際しては十分な加熱調理を行い、生食用としては提供しない。
- 処理に使用する器具等は処理終了毎に摂氏83度以上等の消毒を行い、保管。肉は摂氏10度（凍結容器包装のものは－摂氏15度）以下で保存。

【消費時】における取扱

- 中心部の温度が摂氏75度で1分間以上又はこれと同等以上の効力を有する方法により十分加熱して喫食。
- まな板、包丁等使用する器具については処理終了毎に洗浄、消毒し、衛生的に保管。

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者一体の被害対策の取組や施設整備、ジビエ活用の推進、新技術の導入実証等を支援します。

背景／課題

- 野生鳥獣の増加・拡大のため、農作物被害金額は年間約200億円となっています。
- 野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲に重点化した取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- さらに、増加する捕獲個体を地域資源として活用する観点から、ジビエの全国的な需要拡大など、利活用の取組を推進することが重要です。

政策目標

- 野生鳥獣を約50万頭捕獲* (平成28年度) (本事業によるシカ、イノシシの捕獲数の合計)
- 野生鳥獣の食肉等への利用率を向上
(約14% (平成26年度) →30% (平成30年度) (捕獲個体のうち、利用される頭数の割合))

* 平成24年度397万頭 (シカ、イノシシ生息頭数推計) を平成35年度までに210万頭とするための平成28年度の捕獲目標

主な内容

1 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,500 (9,500) 百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- 侵入防止柵*、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ※電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- 捕獲活動の取組
- 地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援するとともに、新たに、ジビエの流通量確保と全国的な需要拡大のため、捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等の取組を支援します。

交付率：都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 事業実施主体：地域協議会、民間団体等

2 シカによる森林被害緊急対策事業 159 (150) 百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において、林業関係者が主体となって行う広域かつ計画的な捕獲や効果的な防除、実施結果の検証等をモデル的に実施するとともに、シカの侵入が危惧される地域等において、監視体制の強化を図ります。

補助率：定額 事業実施主体：国、都道府県

各省との連携

- 環境省：指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲等の取組を支援
- 内閣府：新型交付金 (地方創生推進交付金) により地域資源としてジビエを利活用するための体制構築等の取組を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金

ハード対策

事業内容

- 侵入防止柵等の被害防止施設
※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 鳥獣の食肉（ジビエ）等への処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）

事業実施主体 地域協議会、地域協議会の構成員

補助率 1/2以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内）
※侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

ソフト対策

事業内容

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動
（※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援（市町村当たり200万円以内等））
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証
（※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援）
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組
（※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援）
- 捕獲活動経費の直接支援
（※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援）
- 鳥獣被害対策の地域リーダー育成等のための研修
（※定額支援）
- 捕獲者から需要者までの関係者が一体となった普及啓発活動や情報共有体制の構築等のジビエ流通量確保及び全国需要拡大のための取組（新規）
（※ジビエコンソーシアムの取組に対して定額支援）

事業実施主体 地域協議会、民間団体等

補助率 1/2以内等（※条件により、一部定額支援あり）

シカによる森林被害緊急対策事業

1 シカ森林被害緊急対策

① 緊急捕獲等の実践

【事業内容】シカ被害の深刻な地域において、シカの生息範囲内にある複数の市町村や森林管理署等から構成される広域の協議会が、シカ被害対策の計画を策定し、地域が連携して囲いわなやくくりわな等を用いた捕獲や、防護柵設置等の防除活動を実施する。

② 捕獲強化のための行動把握

【事業内容】新たにシカの侵入が危惧される地域や、生息密度が高まりつつある地域において、シカの監視体制の強化を図るため、GPS首輪を用いた行動追跡調査や自動撮影カメラを用いたシカの出没状況の調査等を行う。

事業実施主体 国、都道府県等

補助率 定額

お問い合わせ先

- 1 の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
- 2 の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

特措法よくある質問③

Q1 市町村の職員の有害鳥獣駆除目的でのライフル銃の所持について教えて欲しい

A 有害鳥獣駆除の目的でライフル銃を所持しようとする場合、銃刀法の規定により、

- ① ライフル銃による獣類の捕獲を職業とするもの
- ② 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするもの
- ③ 継続して10年以上猟銃の所持許可を受けているもの

上記のいずれかに該当することが必要である。

市町村の職員が農林水産業の被害を防止するため、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲を行う場合、ライフル銃が必要であれば、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするもの」として認められる。

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の隊員もまた、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とするもの」として認められる。

Q2 鳥獣被害防止特措法では被害防止施策を講ずるにあたり、生物多様性の確保に留意することが明記されているが、具体的にどのようなことを示しているのか

A 近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息域が拡大している一方で、ツキノワグマ等、地域的に個体数が減少している鳥獣もある。

このため、国及び地方公共団体が被害防止対策を講ずるにあたって、生物多様性の確保に留意し、生息数が著しく減少している鳥獣や捕獲等を進めることにより絶滅のおそれのある鳥獣については、鳥獣の良好な生息環境の整備、保全等を推進することとしている。

Q3 鳥獣被害防止特措法には、農林漁業の振興や農山漁村の活性化を図ることが明記されているが、これはなぜか

A 鳥獣による農林水産業等に関する被害が拡大している要因の一つとして、農山漁村の高齢化・過疎化がある。また農産物の価格低迷や輸入農産物の増大によって、営農意欲が低下することによって、耕作放棄地や休耕地が増加。加えて、森林の荒廃も進んでいる。これを防ぐため、農林漁業の振興や農山漁村の活性化を図ることが明記されている。